

妙高市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第 58 条の 2 及び妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、人事や給与等の公平性と透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用者の状況

職 種	区 分	平成 30 年度	令和元年度
一般事務職	上 級	3 人	2 人
	初 級	3 人	1 人
	初級(社会人)		2 人
保健師			1 人
保育士		5 人	5 人
その他			1 人
合 計		11 人	12 人

(2) 退職者の状況(平成 30 年度)

区 分	事務職等	保育士	技能労務職	合 計
定年退職	7 人	3 人		10 人
普通退職(自己都合)	4 人	2 人		6 人
勸奨退職	2 人			2 人
合 計	13 人	5 人		18 人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
一 般 行 政 部 門	議 会	4人	4人		
	総 務	62人	60人	△ 2人	業務の見直し及び配置換え等による減
	税 務	23人	22人	△ 1人	
	民 生	79人	82人	3人	
	衛 生	23人	22人	△ 1人	
	農林水産	17人	17人		
	商 工	9人	10人	1人	公益法人派遣による増
	土 木	22人	20人	△ 2人	欠員不補充による減
小 計	239人	237人	△ 2人		
部 門 特 別 行 政	教 育	61人	64人	3人	認定こども園業務の増
	消 防				
小 計	61人	64人	3人		
会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院				簡易水道の企業会計移行による増
	水 道	5人	6人	1人	
	交 通				
	下 水 道	4人	4人		
そ の 他	20人	20人			
小 計	29人	30人	1人		
合 計	329人	331人	2人		

(注 1) 職員数には、市長、副市長、教育長を含みません(地方公務員定員管理調査による)

(注 2) 平成 31 年にはフルタイムの再任用職員を含みます(地方公務員定員管理調査による)

(4) 定員適正化計画

今後、普通交付税の合併特例措置終了による段階的縮小、人口減少に伴う税収減など、より厳しい財政状況が予測され、持続可能な行政経営を進めていく上では、人件費の抑制が必要不可欠である。このような状況を踏まえて、平成27年2月に平成27年度から平成31年度を計画期間として第5次定員適正化計画を策定した。

▼第5次定員適正化計画(H27-H31)の数値目標と実績(各年4月1日現在)

年	計画			進捗状況(実績)		
	職員数	累計削減数	削減率	職員数	累計削減数	削減率
平成26年	358人	—	—	358人	—	—
平成27年	351人	△7人	△1.96%	352人	△6人	△1.68%
平成28年	343人	△15人	△2.28%	339人	△19人	△3.69%
平成29年	336人	△22人	△2.04%	339人	△19人	0%
平成30年	329人	△29人	△2.08%	329人	△29人	△2.95%
平成31年	324人	△34人	△1.52%	323人	△35人	△1.82%

(注1)職員数に市長、副市長、教育長を含みません

(注2)再任用職員は含みません

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成30年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成31年3月31日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
3万2317人	183億7178万円	25億662万円	13.6%

(注1) 人件費には、給料、職員手当、退職手当、共済費及び特別職の給料、報酬、手当、共済費が含まれています

(注2) 普通会計とは、地方公共団体ごとに一般会計や特別会計の範囲が異なるため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の区分です。妙高市における普通会計は、一般会計と同じ内容であり、特別会計及び公営企業会計を除いたものです

(2) 職員給与費の状況(平成30年度普通会計決算)

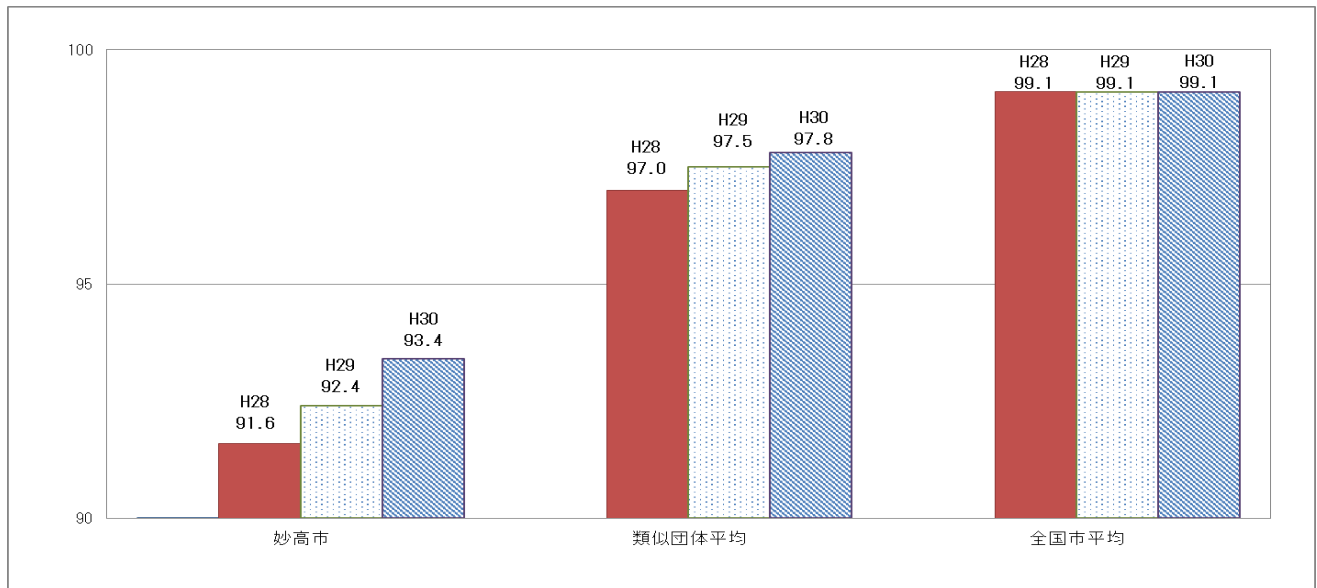
普通会計 職員数 A	給与費				1人あたりの 年間給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
300人	10億5923万円	1億4760万円	4億1800万円	16億2483万円	542万円

(注1) 職員数は、市長、副市長、教育長や公営企業会計等の職員を除く平成30年4月1日の普通会計職員数です

(注2) 職員手当には退職手当を含みません

(注3) 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注1) ラスパイレス指数とは、市等の地方公務員の給与水準を同一の基準で比較するため、国家公務員の給与水準を100として計算した指数です

(注2) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
妙高市	42.6歳	30万9262円	35万3519円
新潟県	43.8歳	33万3454円	—

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
妙高市	52.4歳	29万2439円	30万5646円
うち学校給食員	55.8歳	29万7970円	30万4508円
うち運転手	46.8歳	27万3475円	31万2490円
うちその他(保育園給食員ほか)	53.0歳	29万7575円	30万3235円
新潟県	54.0歳	34万6967円	—

(注1)「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です

(注2)「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当や時間外手当などの諸手当の合計額です

(注3) 一般行政職とは、保育士、保健師、税務職、福祉職、公営企業職等を除いた職種です

(地方公務員給与実態調査の区分による)

(5) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		妙高市		新潟県
		初任給	2年後の給料	初任給
一般行政職	大学卒	18万700円	19万2400円	18万7200円
	高校卒	14万8600円	15万7000円	15万3000円
技能労務職	高校卒	14万6000円	15万4300円	15万700円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	(23万2900円)	29万4300円	32万8600円
	高校卒	21万3070円	(23万4000円)	28万5500円
技能労務職	高校卒	—	—	26万1100円

(注)()書きは該当職員がいないため、モデル給料であることを表します。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、局長、参事	12人	6.7%
5級	課長、局長、支所長、課長補佐、室長	17人	9.6%
4級	課長補佐、次長、室長、副参事係長、副参事	29人	16.3%
3級	副参事、係長、主査	77人	43.2%
2級	主事、技師	24人	13.5%
1級	主事、技師、主事補、技師補	19人	10.7%

(注1) 妙高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

(注3) 一般行政職とは、保育士、保健師、税務職、福祉職、技能労務職、公営企業職等を除いた職種です(地方公務員給与実態調査の区分による)

(8) 期末手当・勤勉手当(平成31年4月1日現在)

妙高市			国		
(支給率)	期末手当	勤勉手当	(支給率)	期末手当	勤勉手当
6月期	1.300月分	0.925月分	6月期	1.300月分	0.925月分
12月期	1.300月分	0.925月分	12月期	1.300月分	0.925月分
計	2.600月分	1.850月分	計	2.600月分	1.850月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5~15%			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5~20%		

(9) 退職手当(平成31年4月1日現在)

妙高市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の場合は1年につき2%加算 (最大30%加算)			定年前早期退職の場合は1年につき3%加算 (最大45%加算)		
平成30年度の1人あたり平均支給額					
	自己都合	勸奨・定年			
	346万7千円	1935万8千円			

(注) 定年前早期退職特例措置(「その他の加算措置」)は、国及び妙高市とも45歳以上を対象にしています

(10) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	給料等月額20%	1人	給料等月額20%
新潟市	給料等月額3%	1人	給料等月額3%

(注) 地域手当は、派遣職員など民間賃金が特に高い地域で勤務する職員に支給する手当です

(11) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給実績
行路死亡人等取扱手当	行路死亡人、行路病人の取扱い	行路死亡人1件 2000円	平成30年度：0円(0件)
		行路病人 1件 1000円	平成29年度：0円(0件)
防疫等作業手当	感染症などの防疫作業	感染症 1日 290円	平成30年度：0円(0件)
		家畜伝染病 1日 380円	平成29年度：0円(0件)

(12) 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員1人あたり平均支給額(年額)
平成30年度	6810万8000円	24万4000円
平成29年度	7263万8000円	22万6000円

(注1) 公営企業会計の時間外勤務手当は含んでいません

(注2) 支給実績は、再任用職員への支給を含みます

(13) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との比較	
		異同	異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6500円 ・子 1人につき1万円 (16歳から22歳までの子は1人につき5000円を加算) ・父母等 1人につき6500円	同じ	—
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 月額1万2000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高2万7000円	同じ	—
通勤手当	交通機関利用及び自動車など交通用具使用職員に支給 ・交通機関利用 電車、バスなど、負担している運賃の額に応じて、定期券等の通学期間毎に最高5万5000円 ・交通用具使用 自動車など片道の1キロ区分ごとの使用距離に応じて1493円から最高3万1600円	異なる	交通用具使用者の距離区分及び支給額が異なる 国は5キロ区分ごとに2000円から最高3万1600円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との比較	
		異同	異なる内容
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 ・指定課長 (6級)4万1600円 (5級)3万9700円 ・その他の課長 (6級)3万3200円 (5級)3万1700円 ・参事 (6級)2万4900円 (5級)2万3800円 ・園指導主事、園長 (5級)1万5300円 (4級)1万4800円	異なる	支給区分及び支給額が異なる 国の代表例 本庁の課長 13万300円 県単位機関の部長 7万2700円 管区機関の課長 6万2300円 など
管理職員 特別勤務手当	管理職または監督の立場にある職員が、臨時または緊急の用務などにより、週休日または休日などに勤務した場合に支給 ・1回の勤務につき4000円から1万円 ※1回の勤務時間が2時間に満たない場合は半額 ※1回の勤務時間が6時間を超える場合は1.5倍 管理職または監督の立場にある職員が、災害への対処その他臨時または緊急の用務などにより、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・1回の勤務につき2000円から5000円 ※1回の勤務時間が2時間に満たない場合は半額	異なる	支給額が異なる 週休日又は休日の場合 国は6000円から1万8000円 週休日等以外の午前0時から午前5時までの場合 国は3000円から6000円
休日勤務手当	祝日法による休日などに勤務した職員に支給 ・勤務1時間あたりの給料額×135/100×勤務時間数	同じ	—
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・単身赴任地の距離に応じ月額3万円から10万円	同じ	—
寒冷地手当	寒冷地(妙高市は4級地に該当)に在勤する職員に支給 (次の月額を11月から翌年3月までの5カ月間支給) ・世帯主で扶養親族がいる職員 1万7800円 ・世帯主で扶養親族のいない職員 1万 200円 ・その他の職員 7360円	同じ	—

(14) 特別職などの報酬などの状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	80万1200円
	副 市 長	60万3400円
	教 育 長	52万8100円
報 酬	議 長	36万4500円
	副 議 長	29万7200円
	議 員	28万4100円
期 末 手 当	市 長	(支給率) 6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計 3.35月分 役職加算15%
	副 市 長	
	教 育 長	
	議 長	
	副 議 長 議 員	
退 職 手 当 (任期ごとに支給)	市 長	(算定式) 80万1200円×在職月数×44/100 60万3400円×在職月数×26/100 52万8100円×在職月数×20/100
	副 市 長	
	教 育 長	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成31年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間		
		始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時から 13時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成 30 年 1 月～12 月)

1 人あたりの平均取得日数
9.25 日

(3) 介護休暇の取得状況(平成 30 年度)

取得者数	取得者 1 人あたりの平均取得日数
0 人	0 日

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況(平成 30 年度)

取得者数 (合計)	育児休業の取得期間			部分休業の承認		
	3 カ月未満	3 カ月以上 1 年未満	1 年以上	3 カ月未満	3 カ月以上 1 年未満	1 年以上
14 人	2 人	6 人	3 人		3 人	

(5) 療養休暇の取得状況(平成 30 年度)

取得者数	取得者 1 人あたりの平均取得日数
16 人	48.31 日

(注)同一の者が複数回にわたり取得した場合は
その数を重複計上しています

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成 30 年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
心身の故障			4 人		4 人
職に必要な適格性を欠く場合					
合計			4 人		4 人

(注)休職処分の更新など同一の者を複数回にわたり処分している場合はその数を重複計上しています

(2) 懲戒処分の状況(平成 30 年度)

①懲戒処分者数

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
合計					

②行為別懲戒処分者数内訳

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計
一般服務違反関係					
信用失墜行為違反					
職務専念義務違反					
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等					
公職選挙法違反					
その他(事務不手際等)					
一般非行為関係					
金銭・異性関係等の非行					
その他					
収賄等関係					
横領					
道路交通法違反					
職務遂行中					
その他					
本人の行為(上記合計)					
監督責任					
合計					

5 職員のサービスの状況

営利企業などの従事許可の事由別人数(平成30年度)

事由	人数
農業、町内会役員等	17人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成30年度)

(1) 職員研修の実施状況

区分	研修内容	受講者数
新潟県市町村総合事務組合・新潟県自治研修所への派遣研修	階層別研修 新採用職員研修	11人
	一般職員研修第1部、第2部	10人
	主任・主査研修	6人
	係長研修	4人
	課長補佐級研修	1人
	課長級研修	2人
	専門研修 税務事務基礎研修、市町村民税事務基礎研修、財務事務基礎研修、データ活用向上研修、保育士・幼稚園教諭のためのコミュニケーション力向上研修、タイムマネジメント研修、レジリエンスを高める研修、戦略的情報発信研修、交渉力を高める研修、ロジカルシンキング研修、発想力・企画力を高める研修	13人
集合研修	人事評価者研修(課長、課長補佐など)	47人
	政策形成研修(概ね40歳以下の職員)	15人
職場内研修	【必須科目】 障がい者福祉計画と障がい者理解の推進について 今からたおれていられない～健診結果から何が見える?～ 【自主選択科目】 他課との連携が必要な科目等を主要事業などから選択 【業務専門科目】 所管の業務に関し、必要な知識や技術を習得するため、課で自主的に選択	全職員
新分野開拓研修	新分野の開拓、新規課題の解決・新規施策導入のため、個人、グループなどで研究、視察等を実施	5人
専門研修	建築仕上診断技術研修、地方公営企業会計研修、防災スペシャリスト養成研修 などを実施	13人
人材マネジメント研究会		3人

(2) 人事評価制度の状況

①人事評価の目的

人事評価は、職員の業績、態度、能力を一定の評価基準や評価方法で適正に評価し、その結果を給与等に反映させるとともに、職員の育成やモラル・管理監督能力の向上、公正かつ公平な人事管理や職員の能力開発につなげるために実施

②人事評価の基本構成

※評価…全職員を対象に業績、態度、能力についての期別評価を実施 ※基準日 10月1日(評価対象期間 4月1日～9月30日)と 3月31日(評価対象期間 10月1日～3月31日) ※面接の実施…人材育成を目的として職務基準面接、中間面接、フィードバック面接を実施 ※評価の反映…職員の能力開発及び指導者の育成並びに昇任などの人事異動や勤勉手当、昇給などの給与決定に活用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成30年度)

(1) 職員福利厚生の状況

区分	事業概要
厚生事業	定期健康診断
	人間ドック助成
共済制度	短期給付(公務傷病に関する事業、医療保険、休業給付など)
	長期給付(退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金など)
	福祉事業(貸付事業、保健事業、保養、宿泊施設利用補助など)

(2) 公務災害等の状況

公務災害 3件
通勤災害 0件

(3) 妙高市職員互助会の事業状況

①職員互助会の事業費(平成 30 年度決算)

・歳入 2,587 千円(会員会費、保険事務取扱手数料等)

※職員互助会に対する公費からの支援はありません

・歳出 2,525 千円(下記②の実施事業へ支出) ・翌年度会計への繰越 62 千円

②実施事業の内容

・福利厚生事業(あらいまつり参加費用、健康増進助成等)

・福祉活動事業(クリーンパートナー活動)

・慶弔事業(結婚・出産祝金、見舞金、死亡弔慰金等)

8 妙高市公平委員会の業務の状況(平成 30 年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

受理件数	判定件数	取下げ件数
0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

受理件数	判定件数	取下げ件数
0 件	0 件	0 件

9 平成 30 年度妙高市公益通報取扱い状況

妙高市職員の公益通報に関する要綱第 9 条の規定に基づく公表

	平成 30 年度
公益通報件数	0 件
公益通報受理件数	0 件